

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和6年度第2回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

- ・発注状況について（市発注）
（ガス水道局発注）

- ・指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和6年8月28日（水）午後1時30分から午後2時55分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 3階 災害対策室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、大堀みき、木村豊治

- ・事務局

上 越 市：鋤柄課長、渡邊副課長、石野係長、松井係長、春日主任

ガス水道局：西山総務課長、森口副課長、金井係長

（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：袋係長、高橋主任

柿崎区産業グループ：山岸班長、佐藤主事

観光振興課：水島主事

生活排水対策課：小松原係長、江口主任

農林水産整備課：加藤係長、山本技師、伊藤主事

総務課：高橋副課長

下水道建設課：舟波係長

ガス水道局計画調整課東部営業所：渡辺班長

ガス水道局計画調整課浄水センター：江口副センター長、萬場係長

8 発言の内容

【開会】

鋤柄課長： 本日はご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます契約検査課、鋤柄と申します。よろしく願いいたします。

鋤柄課長： それでは、会議の開会の前に資料の確認をお願いいたします。

まず、事前にお送りしました次第、資料 1-1(発注状況総括表市発注分)、資料 1-2(発注状況総括表ガス水道局発注分)、資料 2(指名停止措置状況の報告)、資料 3(抽出案件の概要)、そして、本日お配りしました委員名簿、座席表、以上となりますが、よろしいでしょうか。

鋤柄課長： 続きまして、会議の出席委員数であります。本日の出席委員は 6 名となっておりますので、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 2 項の規定により、開会の要件である半数以上に達していることをご報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和 6 年度第 2 回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開し、市民の皆様から傍聴していただけるようにしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

始めに今本委員長からご挨拶をいただいた後、上越市附属機関設置条例施行規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行は委員長からお願いしたいと思います。それでは、今本委員長よろしくお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： みなさんこんにちは。前回は私の私用で欠席しまして申し訳ございませんでした。今日は少し涼しいですが、まだまだ暑い日が続く中、お忙しいところ今回もご出席いただきましてありがとうございます。

この仕事はいつも申し上げているとおり、入札がしっかり行われているか、税金がきちんと使われているかを監視するものですので、本日も限られた抽出案件ではありますが、そこで仕事を全う出来ればと思います。

本日もよろしくお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、「2 報告」の「(1)発注状況について」のうち「市発注分」について、事務局から説明をお願いします。鋤柄課長お願いします。

(市発注)

鋤柄課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。
只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それでは続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

西山課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。
只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： 次に、「(2) 指名停止措置状況について」事務局から説明をお願いします。

鋤柄課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございました。
只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

今本委員長： (株)バイオポリ上越が指名停止になったことで、市民生活において、ゴミ袋の調達が難しくなったりはしましたか。

鋤柄課長： 今回の指名停止に関しては在庫がありましたので、特に市民生活に支障をきたすような事はありませんでした。

今本委員長： わかりました。

大堀委員： 質問よろしいでしょうか。
このように繰り返し納期が遅れていますが、(株)バイオポリ上越は停止期間が終わればまた元どおり指名対象となるのでしょうか。

鋤柄課長： 指名停止期間中は、指名は当然出来ませんが、指名停止期間が終了すれば指名対象とすることが可能になります。

今本委員長： 他はよろしいでしょうか。
気になっているのは、(株)バイオポリ上越は随意契約でずっと契約している業者ですね。
2 回納期延長があったということで、次回以降において何か検討していることはあると思いますが、そのあたりの決まっていることがあれば教えてください。

荒川副課長： 指定ゴミ袋の所管をしております、生活環境課の荒川と申します。
今ほどの御質問であります、主な遅延の理由として、機械設備の故障

や、従業員の退職による人員不足が主な原因となっております。

委託業者の方では、新規従業員の採用による人員の確保や、当然のことながら故障した機械は修繕する、且つ老朽化が進んでいるため今後、機械の入替を計画する等の再発防止策に取り組んでおりますので、私共はそれらの取り組みを注視していきたいと思っております。

納期は遅れておりますが、供給を停止することなく納品されている状況ですので、委員長がおっしゃるとおり、市民生活に甚大な支障が及ばないように、今後も委託業者と必要な協議を行って参りたいと思っております。

今本委員長： はい、ありがとうございました。

他に御質問、御意見等があればお願いいたします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： 無ければ、以上で「2 報告」については終わりたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： それでは次第の「3 審議」に移ります。

今回の審議案件は、木村委員から 10 件を抽出していただきました。お忙しい中ありがとうございました。

抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、木村委員の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様から御質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと思います。

案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただいから、回答していただくようお願いします。

《No.1 八千浦中学校校舎棟大規模改修工事》

今本委員長： それでは、No.1 八千浦中学校校舎棟大規模改修工事の案件について事務局の説明を求めます。制限付き一般競争入札の中で、唯一落札率が 100% のことで抽出していただきましたが、必要であれば木村委員から抽出理由の補足説明をお願いしたいと思います。

木村委員： ありません。

今本委員長： わかりました。それでは事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長： それでは工事関係の抽出案件を契約検査課、渡邊の方から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

こちらは制限付き一般競争入札で唯一落札率が 100% であるという理由から抽出をいただいております。

本件は、予定価格が 1 億円以上の工事ですので、当市の共同企業体運用

基準に基づき、特定共同企業体による制限付き一般競争入札を行っております。

資料の説明にもあるとおり、入札の結果は初度を含めて3回入札を行いまして、その結果、落札には至りませんでした。3回目の入札で最低入札価格であった企業体の最低入札金額と予定価格の開差が10%以内であったことから、当該企業体との随意契約に移行し、価格交渉を行ったところでは。

価格交渉の中では、当然のことながら予定価格を伝えることはありませんが、検討していただいた結果、予定価格と同額の見積の提出があり、このような結果となっております。

今本委員長： ありがとうございました。

では只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いいたします。

池田委員： 予定価格が1億1,562万1千円で、1億1,717万2千円に変更されていることについて、資料の見方をお聞きしたいのですが、第1回、2回、3回とあり、第3回のところで、1番 中田・高館共同企業体が1億1千万円となっておりますが、この価格では駄目なのでしょうか。

その最終的な金額が下欄に記載がある、「見積書を徴した結果、1億511万円」となっていますが、意味がよくわからないので、どのような流れでこのような結果になったのかお聞きしたいです。

渡邊副課長： 最初入札して落ちないと2回を限度として再入札というものを行うことになっておりますが、その第1回、2回、3回というのは再入札も含めた入札です。

今回の場合は第3回まで行いましたが、各業者が出してきた入札額が予定価格に達しなかったため、入札自体は決まらず終わりましたが、その時に一番低い入札額であった中田・高館 共同企業体と随意契約の交渉を行ったという内容です。

池田委員： では落札率100%となっておりますが、1億511万円が100%なのでしょうか。

鋤柄課長： ご覧になっている資料の予定価格1億1,562万1千円は税込みになります。税抜きだと下欄に記載があります1億511万円になっております。少しわかりにくい表記になっており、すみませんでした。

池田委員： 1億511万円に消費税を含めれば1億1,562万1千円になり、それで100%となるのですね。

結果、第3回まで行ったが決まらず、随意契約で1億511万円になったということでしょうか。

渡邊副課長： そういうことになります。

池田委員： ありがとうございました。

今本委員長： 変更後の契約額 1 億 1,717 万 2 千円というのはどのような金額になるのでしょうか。

高橋主任： 工事を担当しております、建築住宅課営繕室の高橋と申します。

令和 6 年 3 月に採用しております標準単価が変更になり、令和 6 年 3 月 1 日以降に契約し、標準単価が変更になる前の単価を使用した工事について、単価の上昇分を加味する形で契約額を変更するという特例措置を行っております。

今回はその特例措置による変更として約 150 万の増額を行い、変更契約をしたものです。

今本委員長： ありがとうございます。それでは木村委員お願いします。

木村委員： 今回は、制限付き一般競争入札で落札率が 100%というところに着目して選びました。3 回入札されて、入札執行職員の判断で随意契約に移行したということですが、審議案件の抽出用資料の中には随意契約という言葉は一つも書かれておりませんでした。

制限付き一般競争入札で 3 回行って打ち切って、再度入札を行うという方法もあり、どちらの方法なのかは分かりませんでした。制限付き一般競争入札で落札率が 100%というところに着目して選びました。

制限付き一般競争入札は、契約制度的にはいい制度ですが、例えばそれが破られたのか、それ以外の要素があったのか伺いたくて選びました。

入口は制限付き一般競争入札だが、随意契約は一般契約の先の話なので、審議案件の抽出用資料の中にそのようなことを記載していただきたいです。

随意契約の場合は落札率が 100%となる確率が上がるため、その記載があれば大体の様子がわかります。

これ以外にも選びたい案件がありましたので、今後、審議案件の抽出用資料の作成時には記載をお願いしたいと思います。

それともう一点、昨年度、エネルギー価格の高騰による支援もあり、変更契約の記載についてお願いしたため、資料の概要には記載されていますが、審議案件の抽出用資料の中にも変更契約のことを記載して欲しいです。

変更後の契約額が 5 割や 2 倍になった案件は選定の対象になると思いますので、審議案件の抽出用資料には変更契約について記載が無かったので、今後修正していただきたいです。

今本委員長： 事務局から何かあればお願いします。

渡邊副課長： 確認ですが、今回、契約検査課から審議案件の抽出を依頼した際の資料に記載するという内容でよろしいでしょうか。

木村委員： そうです。備考欄でも良いので不落随契と記載があれば、この案件は随意契約で落札率が 100%と分かれば、他の案件を選ぶことができます。

渡邊副課長： 承知しました。御意見は今後に繋げていきたいと思います。ありがとうございます。

今本委員長： 他に御質問や御意見がありましたらお願いいたします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 ①柿崎マリンホテルハマナス 2 階広間 (うみつばめ) ファンコイルユニット更新工事

②柿崎マリンホテルハマナス 3 階客室ファンコイルユニット更新工事》

今本委員長： 続きましてNo.2 柿崎マリンホテルハマナスの各ファンコイルユニット更新工事の案件で、同一の施設で納期も同じなのに別発注とした理由を知りたいということで抽出していただいたものですが、何か補足することはありますか。

木村委員： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長： 引き続き柿崎マリンホテルハマナスに係る工事について説明させていただきます。

本工事の発注は、空調に関して苦情が多かった 3 階客室の更新工事を優先的に先行で実施し、2 階広間の更新工事は、利用状況を踏まえてその後の工事として当初から別発注で進めていたものです。

発注事務の過程の中で、用意する機器類の納期が 2 か月程度かかるということが分かり、その時点で一つの工事として発注すべきか担当部署も検討しましたが、参考見積を確認した際にファンコイルユニットという機械 1 台当たりの更新に係る費用が、別々で発注した場合と同一工事として発注した場合との価格の差が無かったということで、担当部署の判断で結果的に別発注のまま進めることになったということです。

柿崎マリンホテルハマナスのような施設では、営業に支障をきたさないよう、分割して時期をずらし工事を行う場合もありますが、今回の 2 つの工事については同一の工事として発注することも可能であったと考えています。

また、契約検査課におきましても、工事書類が回ってきた時に一つの工事として発注すべきではないか、分割のままで良いか、というところを担当部署へ確認する必要があるのではないか、というように考えております。

今回のご指摘を踏まえまして、同一の施設で同一の機器等を同時期に修繕、更新して発注する場合は、担当部署と連携を密にして、同一工事として発注できないか等の確認をして発注するように今後は努めてまいりたいと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いし

ます。

少し分かりませんでした、同じファンコイルユニットということによっていいですか。

渡邊副課長： ファンコイルユニットは空調設備で同じものです。

今本委員長： 広さは関係なくということでしょうか。客室と広間は広さが違うので、違うものかと思ったのですが、そうではないということですか。

渡邊副課長： 同じです。

今本委員長： わかりました。

他はいかがですか。

木村委員： 今の説明の中で客室の更新工事を行った後に、様子を見てから広間の更新工事を行うという説明でしたが、そうしなかった理由は何かありますか。両方とも令和6年5月24日から始まり、最終的に同じに工期になっていますよね。結果を見て順次行う予定だったはずが、結果的には同じ工期で同じ業者になっています。

渡邊副課長： 機械自体の納期が2か月程度かかり、両工事とも納期自体は夏までに終わらせなくてはならなかったため、元々別発注で考えていたものを、そのまま別発注で行ったということです。

木村委員： 先程、優先的に客室の工事を行ってから、様子を見てその後の工事として広間の工事を発注すると説明がありました。予算に余裕があるからなのか、必要があるからなのか、なぜなのかは説明がありませんでしたが、様子を見てから広間の工事を発注するため、別々に発注しましたと説明がありました。

結果、金額が同じだからという理由で様子を見ずに同時期に行ったのですね。

渡邊副課長： はい。そうです。

木村委員： では何の様子を見る予定だったのでしょうか。

渡邊副課長： 検討する中で同一工事としなかったのは、機械の納期自体は夏までに終わらせなくてはならないが、納期まで2か月程度かかることもあったためです。

その時点で機械の納期を合わせましたが、工事は別々で発注する段取りが組まれていたため、そのまま発注したというような流れです。

木村委員： では当初分けた理由を教えてくださいませんか。

渡邊副課長： もともと3階客室の工事を優先して行う予定でした。

木村委員： では3階客室の工事を優先して行えば良かったのではないのでしょうか。

渡邊副課長： 3階客室の工事を優先して行う予定でしたが、機械の納期が2か月程度かかるということが分かったので、その時点で2つの工事の納期を合わせて発注することとしたということです。

木村委員： 客室の更新工事を先に行う予定であったが、その後に広間の更新工事を

発注すると機械の納期が夏までに間に合わないため、急遽同時期に発注することにしたということでしょうか。

渡邊副課長：　そうです。説明が至らず申し訳ありません。

今本委員長：　このような時には、今後、契約検査課の方で、同一工事として出来ないかという確認を担当部署に行うという趣旨でよろしいでしょうか。

渡邊副課長：　はい。

今本委員長：　ありがとうございました。
他、いかがでしょうか。

全委員：　（意見等なし）

今本委員長：　なければ、No.2 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.3 直江津屋台会館ホール照明追加設置工事》

今本委員長：　続きまして、No.3 直江津屋台会館ホール照明追加設置工事の案件は、参考見積業者がそのまま入札参加者となっている。参考見積徴収業者の選定にあたって公平性・適格性等をどのように透明性をもって確保されているかを確認したいということで抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

木村委員：　私が記入した説明と少し違っています。

工事の指名競争入札が全部で 127 件あります。その中で参考見積書を徴収した案件が 107 件あります。その参考見積業者がそのまま入札参加者となっています。

1 件だけ選んでください、とのことだったのでこの案件を選びましたが、この案件も参考見積徴収案件で、参考見積業者がそのまま入札参加者となっています。

このように記載されるとこの案件だけについて言っているようですが、私は 107 件全ての案件において、参考見積業者がそのまま入札参加者となっているので、参考見積書を徴収する業者をどのように選定しているのかその考え方を知りたいということが 1 点目です。

次は適格性の話ですが、昨年度の案件でペーパータオルの購入というものがありませんでした。一般の入札参加者は旧市内と旧市外の 2 者択一となっており、参考見積業者は両方に参加しておりました。

旧市内と旧市外を一緒に発注したらどうかという質問に対して、別々に発注した方が良いというご説明がありましたが、旧市内業者である参考見積業者が旧市内も旧市外も両方参加したため両方落札し別々に発注した意味合いが崩れたところです。

一般の入札参加者には参加要件を課しているが、見積徴収業者は、その要件に捉われないで参加しているので、参考見積業者のその要件に対する適格性についてはどのように考えているのかの 2 点になります。

今本委員長：　それでは事務局から説明をお願いします。

渡邊副課長： 参考見積業者の選定ですが、全体の話という話もありましたが、参考見積業者の選定につきましては、市の方で設計を組まないで業者から参考見積書を徴収し予定価格を決定する際には、1 者からではなく複数者から見積書をもらった上で予定価格を決定しております。

見積書を依頼する業者につきましては、入札参加資格者名簿に登載されている市内本社業者から徴収するのが原則としております。

基本的に入札参加資格者名簿に登載されていて、業者の了承を得られることが出来れば見積書の徴収を可能にしておりますが、市が参考見積書を徴収する際に発注者側の配慮する点として、工事現場からの距離、建築物の施工に関わった業者、メンテナンスで日頃から施設に関わりのある業者等、当然工事の場所や内容にもよりますが、出来るだけ有利な価格を提示していただける可能性があれば、そのような業者も選定すべきだと考えております。

見積書を徴した業者については、その作成にあたって、労力、時間、人件費等で業者に負担をかけて協力いただいているところがありますので、指名競争入札の場合においては、指名の確約ということは当然いたしますが、可能な限り私共の方でも指名に加えられるように配慮しているところです。

契約検査課としましては、見積書の徴収方法は公平性、適格性を持つ見積依頼となるように、担当部署の方に周知し、努めてもらいたいと思っていますところ。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 参考見積書に労力がかかっているのに、指名に加えられるように配慮しているということは承知していますが、自由に参加できる制限付き一般競争入札で参考見積書を徴収した業者はメリットがないため、その理屈は成り立たないのではないのでしょうか。

指名競争入札だから参考見積業者を指名に加えられるよう配慮できますが、制限付き一般競争入札で参考見積書を徴収した時は配慮しようがないため、その理屈は成り立たないのではないのでしょうか。

渡邊副課長： 制限付き一般競争入札では基本的に市内業者から入札をしてもらえる形になりますが、見積書を徴収出来ればそれを基に予定価格を作成するため、参考見積業者への配慮ができ一概にメリットが無いとは考えておりません。

木村委員： 指名競争入札の時は配慮できますよね。制限付き一般競争入札の時は配慮できない。メリットがないのであれば、見積書を提出しなくてもいいということではないのでしょうか。

鋤柄課長： 今ほどの質問について答えさせていただきますが、制限付き一般競争入札におきましては公告で資格要件というものを付しており、その中で市内に本社があるということや、土木のランクがAランク業者であるということ等の入札参加の資格要件を付しています。

市内に本社がある業者から見積書をいただければ、その業者が希望するのであれば入札に参加することができますので、メリット、デメリットという言い方が質問に対して合っているか分かりませんが、当然入札に参加できるということになってきますので、そのあたりについては御心配されるようなことは無いと思っております。

木村委員： これはパンドラの箱を開けたような質問です。

規則は守られていると思うが、委員としては注意して見ているという牽制をしたつもりで今回質問しています。

イメージとしては、メリット、デメリットというよりも仕事をしてもらう上で、参考見積業者が入札に参加すると不落を防止できるため、発注者にメリットがあるのではないかと考えています。

もう一方で、先程の地域等の話がありましたが、ペーパータオル購入の案件のように2者択一の中で両方の案件に参加させるのは納得いかないところがあります。

参考見積業者であっても、その他一般の入札参加業者のようにどちらかに分けて参加させるのであれば話はすっきりすると思います。

今後もそのような不公平がないように運用していただきたいということが私の意見です。

今本委員長： 事務局いかがですか。

渡邊副課長： 見積書の徴収方法につきましては、担当課へ周知し、相談があればそのようにまた指導していきたいと思いますので、今回の御意見は参考としてお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

今本委員長： 木村委員の方からそういった意見がありましたので、今後、見積書の徴収の際には注意していただければと思います。

他によろしいでしょうか。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： それでは次の案件に移りたいと思います。

《No.4 下水道災害復旧工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 下水道災額復旧工事です。災害発生から日数が経過しているが、随意契約とした理由、災害復旧にしては工期が長いということで抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

木村委員： 令和6年1月1日に起きた東北・能登半島地震による災害復旧だと思うのですが、そこから5か月程度経過してからの発注なので、純粹にそこまで経過してからの発注なのであれば指名競争入札でもよかったのではな

いかというのが1点です。

もう1点が随意契約と言葉は似ているが、災害なので、緊急随契という方式もありますよね。業者を指定し、工事してもらった後から入札するという方式ですが、そのような随意契約にできなかった理由です。

また、かっこ書きについてですが、今回抽出したこの下水道災害復旧工事は、災害復旧の他の案件と比べると2か月間程度工期が長いため、それはなぜですかということです。

今本委員長： それでは渡邊副課長、説明をお願いします。

渡邊副課長： こちらの工事は、令和6年1月1日の能登半島地震の影響で、処理場の終沈汚泥掻寄機という機械に不具合が生じたことに伴う工事です。

この終沈汚泥掻寄機は、処理場の沈殿槽面に堆積した汚泥を速やかに遅延なく収集、除去したりする機能を担っている機械になっています。

当該業者である水 i n g エンジニアリング(株) 新潟営業所は、終沈汚泥掻寄機を調達し、施工した業者であり、特殊な構造や機構で他社では扱うことができない機械のため、財務規則第135条第3項第2号によって当該業者と一者随意契約したものです。

工期のご指摘につきましては、地震発生時から現地調査や修繕の設計等を行いながら、災害予算の補助金が絡んでおりますので、国や県との調整や、国の災害査定等を経た中で本年度春先の発注に至っております。

機械自体は特殊な機械になりますので、部品の調達に少し時間を要している状況です。

地震発生以降は水処理に影響が出ないように、法令の範囲で機械を調整して稼働しておりますので、これまでの間、市民生活に影響は出ていない状況です。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

確認ですが、災害復旧だから随意契約としたという訳ではないですよね。

渡邊副課長： そうです。機械が特殊だからというところです。

今本委員長： はい、わかりました。

他に何かありますか。

木村委員： 市民生活に影響が出なかったのが緊急随契の必要が無かったということですが、仮に影響が出ていたとしたら、緊急随契もあり得ましたか。

渡邊副課長： 状況にはよると思いますが、検討する中で可能性はあったと思っております。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4 の案件は、これで終わりたいと思います。

 《No.5 松くい虫防除（無人ヘリ散布）業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.5 松くい虫防除（無人ヘリ散布）業務委託です。前年度案件の「樹幹注入方法」と「無人ヘリによる散布方法」の防除効果の違いとヘリ散布業者選定の考え方を知りたいということで抽出していただきました。何か補足説明はありますか。

木村委員： 前年度案件は高田城址公園の松くい虫防除というのがありまして、公園だからヘリ散布はしなかったということになればまた話が違ってきますが、資料の説明の記載の中で、四ツ屋浜や西ヶ窪浜等の記載もありました。そちらも樹幹注入方式だったので、今回、森林組合等がやっていた樹幹注入方法からヘリ散布の業者へ変更になったので、その方式によるコストパフォーマンスの違いと、業者選定はヘリだけではなく最近ではドローンもあります、選定する時に何をポイントとしたのか、この2点を教えてください。

今本委員長： それでは石野係長、説明をお願いします。

石野係長： ご説明いたします。契約の概要は資料のとおりです。1 回変更契約をしております。理由ですが仕様書に基づきまして、社会保険料等の加入の実施状況に応じた加算率とするため、受注者側から提出された社会保険料等の加入実態状況調査表により加算率を変更したことが理由です。

 続きまして抽出理由に対する回答についてお答えいたします。木村委員からご説明いただきましたとおり、前年度案件の樹幹注入方法というのは高田城址公園の1 本 1 本の木に薬剤を投入し、虫を駆除する、もしくは増殖を抑制する方法です。

 まず樹幹注入と無人ヘリによる薬剤散布防除効果の違いについて農林水産整備課の山本技師からご説明させていただきますまして、その後ヘリ散布業者選定の考え方について私の方から回答させていただきます。

山本技師： 農林水産整備課の山本です。松くい虫対策の樹幹注入と無人ヘリによる薬剤散布の防除効果の違いについてご説明いたします。

 まず樹幹注入についてですが、健康な松の木に人工的に穴をあけ、薬剤を投入して予防を行います。あらかじめ薬剤を投入していますので、確実な予防効果となります。

 ただ単木での作業になるので、労力と経費が非常にかかってしまうほか、健康な松に穴をあけて薬剤を投入していますので、投入の仕方が悪かったりすると薬害が生じてしまうというデメリットもございます。

 もう一方の無人ヘリによる薬剤散布では、広範囲での殺虫を効率的に行いますが、全ての松の枝葉に薬剤を行きわたらせるのは非常に困難なため、樹幹注入と比べますと確実性は劣ってしまいます。

 ただ松林の被害発生を抑制するためには費用対効果の観点では有効で

あります。

以上が樹幹注入と無人ヘリによる薬剤散布の防除効果の違いとなります。

石野係長： 続いてヘリ散布業者選定の考え方ですが、業務内容の無人ヘリを使用して薬剤散布することが可能であり、ヘリを使った薬剤散布を希望している業者を選定しております。

今本委員長： ありがとうございました。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 確認ですが、広範囲に松がある時は、効率的に散布できるようになったので無人ヘリの薬剤散布に変更したということですか。

加藤係長： 農林水産整備課の加藤と申します。

高田城址公園はもともと樹幹注入を行っており、西ヶ窪浜等の海岸保安についてはもともと無人ヘリの薬剤散布による防除を行っておりまして、もともとの目的が違いますので変更はございません。

守りたいものについては樹幹注入で予防接種という目的で、松林の海岸保安については薬剤を散布し、松くい虫の被害が広がるのを防ぐという目的です。

木村委員： わかりました。わざと業界を変えたのかなと思いましたが、そういう意味ではないのですね。

無人ヘリにだけこだわっているようですが、ドローンを扱っている業者もあるのではないのでしょうか。

加藤係長： 今までは無人ヘリでしたが、今年度からドローンも補助対象事業になりましたので、今後はドローンも当然活用していきたいと考えております。

木村委員： この時は無人ヘリのみ補助対象だったのですね。

加藤係長： はい。

今本委員長： 補助対象となる散布方法を選択したということですね。

加藤係長： 今後ドローンを利用する場合は、補助対象になりましたので可能です。

今本委員長： 今回は無人ヘリのみが対象だったため、このような説明になったということですね。

加藤係長： そうです。

今本委員長： 他にいかがですか。

全委員： （意見等なし）

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 上越市定額減税補足給付金（調整給付）支給業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件です。上越市定額減税補足給付金（調整給付）支給業務委託について、変種の業務であることから、予定価格設定のポイントと落札率が低い理由を確認したいということで抽出していただきま

したが、何か補足はありますか。

木村委員： 変種という言葉を使いましたが、前回エネルギー価格と高騰支援金運営業務というのがあって、そのような業務の経験があり、担当課も違い、変わっている業務だと思ひまして、そのような言葉を使わせていただきました。

支援金運営業務の時は、着目点は1件当たり恐らく15分とのことで、時間に着目して予定価格を設定されていましたが、大幅に変更となったということがありました。

今回はどのような所に着目し、またその理由と、結果として予定価格との乖離がかなりありましたので、乖離した理由を教えてください。

今本委員長： それでは石野係長お願いします。

石野係長： それではご説明いたします。契約の概要は資料のとおりです。抽出理由に対する回答を申し上げます。

予定価格ですが、以前のように業者ごとに業務内容の捉え方が変わらないよう、出来る限り詳細まで詰めて作成し、参考見積書を2者から徴収し、低い方の金額で予定価格を設定しております。

なお予定価格の積算は、機材も含めまして1日当たりの人件費を積算しております。

落札率が低い理由ですが、落札者が予定価格の根拠となった参考見積業者であったことから応札額を下げた理由を確認したところ、直近までで別の業務で使用していた什器や備品が利用できるようになったこと、郵送方法を工夫し封入作業の機械化等を図ること等により作業の効率化と人件費の抑制を図ることが可能となったこと、その他係の経費を全体的に見直したこと等により低い金額で入札することができたとのことでした。

なお、こちらの業務は適正に履行されていることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.7 污水管渠当初設計書作成業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.7の案件です。污水管渠当初設計書作成業務委託について、随意契約とした理由を問いたいということで抽出していただきましたが、何か補足説明はありますか。

木村委員： 新規で当初設計書作成なのに随意契約としたのはなぜなのか教えていただきたいため抽出しました。

今本委員長： それでは契約検査課の松井係長から説明をお願いします。

松井係長： 契約検査課の松井と申します。お願いいたします。

まず業務の概要については資料に記載のとおりです。今回木村委員から随意契約とした理由との理由から抽出いただいております。

今回指名業者の選定は、担当課の方から指名の内申がありまして、業務の積算を行うために必要な新潟県積算システムの運用を新潟県が唯一認めている機関であり、他の機関では行うことができず競争入札に適さないことから当該業者との特命随意契約としているものです。

なお業務は令和6年7月31日に完了し、検査の結果、適切に履行されていることを確認しております。

今本委員長： ありがとうございました。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 資料の選定理由に書かれている内申書というのはどのようなものですか。

松井係長： 内申書というのは、上越市役所庁内で決められた様式でありまして、担当課から契約検査課に対して、指名業者の選定にあたって、この業者を指名業者として欲しい等の要望を書いていただく書類です。

木村委員： 上越市役所庁内での話なのですね。

松井係長： そうです。

今本委員長： 他にいかがですか。

 予定価格より当初契約額が低いのは、何か経緯があったのでしょうか。見積書より安い価格でいいと(一財)新潟県建設技術センターから申出があったということによろしいですか。

松井係長： そうです。最初、予定価格を設定するために参考見積書をいただいておりますが、本番の見積書を依頼した際に、再度、(一財)新潟県建設技術センターの方で積算して出された数字が今回の結果になったものです。

今本委員長： わかりました。ありがとうございます。

 他にいかがですか。

木村委員： 変更契約で減額となった内容とはどのようなものでしたか。

舟波係長： 下水道建設課の舟波と申します。よろしくお願いいたします。

 今ほど木村委員の方からご質問がありました変更契約の内容ですが、当初(一財)新潟県建設技術センターの方から発注にあたって、予定価格を算定するための参考見積書を徴収しております。

 その際にこちらの方が想定している工事規模、設計額を想定して(一財)新潟県建設技術センターの方から参考見積書をいただいておりますが、積算をした結果、工事価格が当初の予定よりも低く積算が完了しました。それによって(一財)新潟県建設技術センターで決めている単価基準の中で、業務の概要にも記載させていただいておりますが、条件区分が一段階、低いものに変更になり、それによって設計額価格が低くなったため、変更契約

させていただいたところです。

今本委員長： ありがとうございます。

他に御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 くわどり市民の森管理棟 ポータブル蓄電池》

今本委員長： 続きまして、No.8 の案件は、くわどり市民の森管理棟 ポータブル蓄電池の案件です。落札率が低いということで抽出していただきましたが、何か補足説明はありますか。

木村委員： 参考見積書案件だと思われませんが、乖離した理由を教えてください。

今本委員長： それでは説明を契約検査課 石野係長お願いします。

石野係長： 契約の概要は資料のとおりです。

参考見積価格より乖離した理由ですが、いずれの業者も今回、落札率がかなり低くなりましたが、落札者である(株)丸富商会のみ、理由を確認させていただきました。

こちらの業者は、参考見積時は定価や一般的な経費で見積りをし、入札時は落札するために価格や経費を見直し、出来るだけ低い金額で応札したとのことでした。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： それではないので、No.8 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.9 水道管入替工事》

今本委員長： 続きまして、No.9 の案件です。水道管入替工事ですが、制限付き一般競争入札の中で唯一、落札率が 100%であったということで抽出していただきましたが、何か補足説明はありますか。

木村委員： 純粋に制限付き一般競争入札で落札率が 100%だったため選びました。

今本委員長： それではガス水道局総務課の金井係長から説明をお願いします。

金井係長： ガス水道局総務課の金井と申します。よろしくお願いいたします。

それでは制限付き一般競争入札の中で唯一、落札率が 100%という抽出理由につきまして説明させていただきます。

ガス水道の管工事では、国や県が定めて公表している単価や歩掛りと諸経費率を基に設計書を作成しており、各業者は、ガス水道局が設定する予定価格と同額の積算をすることが可能となっております。

また、最低制限価格についても算出方法を公表しておりますので、最低制限価格を把握することが可能となっております。

各業者は当然ながら自社の利益を考慮したうえで入札額を設定されま

すが、各社の受注意欲が強いことの表れなのか、現状では多くのガス水道本管工事において、複数の業者が最低制限価格と同額で入札し、抽選により落札業者を決定しているのが現状です。

その反面、工事の繁忙期等における入札等の際は、各社とも着工中の現場が多くなり、手一杯などの理由で受注意欲が低くなるためか、特に1千万円未満の小規模な工事においては、予定価格と同額やそれに近い金額で入札をされることが近年、見受けられます。

当該案件では5者しか入札参加せず、更にうち3者が辞退、応札した2者とも予定価格と同額の入札ということからの推測ではありますが、各社の受注意欲が低下している中、会社の利益を考え予定価格と同額であれば受注できると判断したものと思われます。

今本委員長： ありがとうございました。

 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 抽選だったということがわかりました。

 制限付き一般競争入札の辞退というのはどのような状態を辞退として扱うのでしょうか。

金井係長： 基本的に電子入札でさせていただいていますが、第一段階として参加申請という形で入札しますと手を挙げていただきます。その後、私共の方で、資格要件に合致するかどうかの判定、審査をし、資格要件を満たす業者については入札をしていただくようにできるわけですが、その段階、以降に各業者から金額を入れずに辞退という届出をされている状況ですので、実際の理由について把握はしておりません。

木村委員： 指名競争入札のように入札の依頼をして辞退されるのと違い、入札することを止めるという意味を示したため、辞退としたということでしょうか。

金井係長： そうです。

今本委員長： 参加申請と実際の入札の間にタイムラグがあるということですね。その期間中に恐らく別の工事を受注したということが考えられるということでしょうか。

金井係長： その通りです。

今本委員長： わかりました。

 他、何かありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 水道用粉末活性炭の購入》

今本委員長： 続きまして、No.10の案件で水道用粉末活性炭の購入ですが、落札率が低いのはなぜかということで抽出していただきましたが、何か補足はありま

すか。

木村委員： 予定価格と落札価格が乖離した理由として、特定の項目に偏りがあった、または参考見積業者の選定がうまくいかなかったとの理由ではないかと考えました。

今本委員長： それではガス水道局総務課の金井係長から説明をお願いします。

金井係長： この水道用粉末活性炭は、城山、正善寺、柿崎川の3つの浄水場において、水道水として処理する前の水に水中の藻類の影響で臭気が発生することがあり、この水道用粉末活性炭を混ぜることにより臭気を取り除くことができるというものです。

落札率がなぜ低いかということですが、予定価格 880 万円に対して 473 万円で契約となりましたので落札率は 53.75%ですが、予定価格の算出にあたっては、担当課において本案件にて指名した 14 者のうち、市内本事業者 2 者及び市内営業所業者 1 者の合計 3 者から事前に参考見積書をいただき、そのうちの最低価格を予定価格としております。

その後の入札における入札額は資料に記載のとおりですが、参考見積業者の方に、参考見積額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積時は昨今の人件費、燃料費等をはじめとした物価の高騰を考慮した高めの金額を掲示し、入札時は契約を前提とした安い金額で入札をしたという事です。

このような理由から、予定価格と落札価格の差が大きくなり、落札率が低くなったものと考えております。

今本委員長： ありがとうございます。

只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

木村委員： 参考見積業者である(株)丸互、和光物産(株) 高田支店が 3 番手、4 番手になり、参考見積書を徴収していない近藤産業(株) 上越営業所が 1 番手になりましたが、参考見積書と 1 番手の入札額との単価比較はされなかったのでしょうか。

金井係長： 参考見積書は市内本社を主として(株)上越工産からも納入場所から近距離であるという理由から徴収している形になっておりますが、参考見積業者と近藤産業(株) 上越営業所の金額の差が大きく異なったことの詳細についてはこちらも把握しておりませんでした。

木村委員： 落札決定する時に、参考見積書と 1 番手の入札額の単価比較等を確認しないと、落札決定と言えないと思います。乖離以前に、落札業者を決定する前には、そのような確認をしないといけないのではないのでしょうか。

金井係長： 物品では、基本的に最低制限価格がない状況です。それに代わりまして、仕様書に記載されたものを納入いただくのが大前提ですので、入札の段階で入れた金額に対しての検査等は特にしておりません。

物品が納入された時に検査を行い、その検査で仕様書に準じたものが納入されているかを確認しておりますので、その点は大丈夫かと思われます。

木村委員： 結果論ですね。わかりました。

今本委員長： 他、いかがでしょうか。

このような意見が適切かわかりませんが、参考見積書をお願いする時に、どのようにお願いしているのか、低い価格で契約された時に気になるところがあります。

これを書いたからうまくいくとは思いませんが、契約をするつもりで参考見積書を提出しているのか、または、どうせ安く入札するのだからと参考見積額を高めにするわけではないでしょうが、そこまで真剣ではない可能性もあると思います。

参考見積書を依頼する時はどのようにお願いするかということをもう少し考えられた方がいいのではないかと思います。

金井係長： 今後の業務に活かせるよう内部で検討し、担当課へも周知したいと思います。

今本委員長： わかりました。

他、ありますでしょうか。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、以上で「3 審議」は終了となります。

皆さん長時間ありがとうございました。

また、予定時間を厳守いただきありがとうございました。

次回、令和6年度第3回会議の審議案件の抽出者については、小林副委員長となっております。

小林副委員長、いかがでしょうか。

小林副委員長： わかりました。

今本委員長： それでは、次回の審議案件の抽出者は小林副委員長といたします。

忙しいと存じますが、抽出の方よろしく願いいたします。

【閉会】

今本委員長： これで、本日の審議は全て終了しましたが、事務局から何かありますでしょうか。

鋤柄課長： それでは、1点お願いいたします。

次回3回目の会議ですが、12月下旬頃を予定しております。詳しい日程につきましては、委員の皆様とご相談の上、決定し、ご案内いたします。

また、次回抽出をご担当していただきます小林副委員長につきましては、審議案件の提出について、改めて事務局の方から連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

今本委員長： それでは、これで本日の会議を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。